

とっとり共生の里保全活動推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

とっとり共生の里保全活動推進事業補助金交付要綱(平成27年3月27日付第201400191420号鳥取県農林水産部長通知)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改める。

改 正 後			改 正 前		
(趣旨)			(趣旨)		
第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、とっとり共生の里保全活動推進補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。			第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年 <u>4月</u> 鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、とっとり共生の里保全活動推進補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。		
第2条～第5条 (略)			第2条～第5条 (略)		
(間接交付の条件)			(間接交付の条件)		
第6条 補助事業者は、第3条第1項に規定する間接補助金の交付に当たり、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。			第6条 補助事業者は、第3条第1項に規定する間接補助金の交付に当たり、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。		
第12条(4項を除く)、 第13条、 <u>第14条</u> 、第 16条第2項後段、第 17条、第25条及び第 26条	補助事業者等	事業実施主体	<u>第11条</u> 、第12条(4 項を除く)、第13条 <u>か</u> <u>ら第15条まで</u> 、第16 条第2項後段、第17 条、第25条及び第26 条	補助事業者等	事業実施主体
	交付決定	間接交付の決定		交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業		補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長		<u>様式第2号</u> による	<u>市町村が定める</u>
	様式第2号	市町村長が定める		知事	市町村長
	対象事業	間接補助事業		様式第3号	市町村長が定める
	様式第3号による	市町村長が定める		対象事業	間接補助事業
	補助金等及び間接県費補助 金等	間接補助金		様式第4号による	市町村長が定める
		<u>様式第5号</u> による			
		補助金等及び間接県費補助 金等	間接補助金		
第7条 (略)			第7条 (略)		
<u>(削除)</u>			<u>(間接的な着手届)</u>		
			<u>第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第11条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者から届出を受けたときは、規則様式第2号</u>		

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第1欄に掲げる事業ごとに、第7欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用するものとする。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

による届出書を遅延なく知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する条件に基づき、規則第11条第3号の場合を定めるに当たっては、間接補助事業が別表第7欄に○印を付したものである場合を定めてはならない。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第1欄に掲げる事業ごとに、第8欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用するものとする。

(間接的な変更等の承認)

第10条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第8欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

別表（第3条、第8条、第9条関係）

	1	2	3	4	5	6	<u>7</u>
	補助対象事業	補助事業者	間接補助対象経費	間接補助率	間接補助事業者	補助率	間接補助事業の重要な変更
1	共生の里推進加速化事業	市町村	共生の里推進加速化事業実施要領（平成27年3月27日付農林水産部長通知）に基づき実施する事業に要する経費 （1）3年目までの上限 600千円 （2）4年目以降の上限 300千円	10/10	農村等の農業者等及び農業者等で組織する団体と以下に掲げる者で組織する団体とする。 （1）集落 （2）住民グループ （3）地域協議会やその類似組織 （4）実行委員会 （5）企業・団体等	2/3	事業費の増額
2	むら・まち支え合い共生促進事業	市町村	むら・まち支え合い共生促進事業実施要領（平成27年3月31日付農林水産部長通知）に基づき実施する事業に要する経費 （1）2年目までの上限 390千円 （2）3年目の上限 195千円	10/10	農村等の農業者等及び農業者等で組織する団体と以下に掲げる者で組織する団体とする。 （1）集落 （2）住民グループ （3）地域協議会やその類似組織 （4）実行委員会 （5）企業・団体等	2/3	事業費の増額

別表（第3条、第8条、第9条、第10条、第11条関係）

	1	2	3	4	5	6	<u>7</u>	<u>8</u>
	補助対象事業	補助事業者	間接補助対象経費	間接補助率	間接補助事業者	補助率	<u>着手届</u>	間接補助事業の重要な変更
1	共生の里推進加速化事業	市町村	共生の里推進加速化事業実施要領（平成27年3月27日付農林水産部長通知）に基づき実施する事業に要する経費 （1）3年目までの上限 600千円 （2）4年目以降の上限 300千円	10/10	農村等の農業者等及び農業者等で組織する団体と以下に掲げる者で組織する団体とする。 （1）集落 （2）住民グループ （3）地域協議会やその類似組織 （4）実行委員会 （5）企業・団体等	2/3	<u>○</u>	・事業費の増額 <u>・事業費の20%を超える額の減</u>
2	むら・まち支え合い共生促進事業	市町村	むら・まち支え合い共生促進事業実施要領（平成27年3月31日付農林水産部長通知）に基づき実施する事業に要する経費 （1）2年目までの上限 390千円 （2）3年目の上限 195千円	10/10	農村等の農業者等及び農業者等で組織する団体と以下に掲げる者で組織する団体とする。 （1）集落 （2）住民グループ （3）地域協議会やその類似組織 （4）実行委員会 （5）企業・団体等	2/3	<u>○</u>	・事業費の増額 <u>・事業費の20%を超える額の減</u>

様式第1号（第4条、第11条関係）

平成 年 月 日
 平成 年度（別表第1欄対象事業名）事業計画書及び収支予算書
 （事業報告書及び収支決算書）

1～5 （略）
 6 収支予算（決算）

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	予算（決算）額	摘 要
県補助金		
市町村補助金		
そ の 他		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	予算（決算）額	摘 要

7～9 （略）

様式第2号（第5条関係）

第 号
 平成 年 月 日

(氏 名) 様

職氏名 印

平成 年度（別表第1欄対象事業名）補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった（別表第1欄対象事業名）補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1～5 （略）

様式第3号（第7条関係） （略）

様式第1号（第4条、第12条関係）

平成 年 月 日
 平成 年度（別表第1欄対象事業名）事業計画書及び収支予算書
 （事業報告書及び収支決算書）

1～5 （略）
 6 収支予算（決算）

(1) 収入の部 (単位：千円)

区 分	予算（決算）額	摘 要
県補助金		
市町村補助金		
そ の 他		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	予算（決算）額	摘 要

7～9 （略）

様式第2号（第5条関係）

第 号
 平成 年 月 日

(氏 名) 様

職氏名 印

平成 年度（別表第1欄対象事業名）補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった（別表第1欄対象事業名）補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1～5 （略）

様式第3号（第7条関係） （略）

<p>様式第4号（第<u>1.1</u>条関係）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: right;">職氏名 印</p> <p>平成 年度（別表1欄対象事業）補助金仕入控除税額確定報告書</p> <p>平成 年 月 日付第 号で交付決定を受けた平成 年度（別表1欄対象事業）補助金に係る消費税等仕入控除税額について、とっとり共生の里保全活動推進事業補助金交付要綱第<u>1.1</u>条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1～4 （略）</p>	<p>様式第4号（第<u>1.2</u>条関係）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: right;">職氏名 印</p> <p>平成 年度（別表1欄対象事業）補助金仕入控除税額確定報告書</p> <p>平成 年 月 日付第 号で交付決定を受けた平成 年度（別表1欄対象事業）補助金に係る消費税等仕入控除税額について、とっとり共生の里保全活動推進事業補助金交付要綱第<u>1.2</u>条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1～4 （略）</p>
---	---

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。